

車いす 無料貸出のご案内

人を思い、
人を笑顔に

越前市社協イメージキャラクター 照晴（てるはる）

車いすを**無料**でお貸し
します。

お気軽に越前市社会福祉協議会
在宅福祉部窓口（☎0778-22-5151）まで
お問い合わせください。

対象者

- ・越前市内在住の方
- ・在宅で身体に障がいのある方、病気で療養されている方
- ・ボランティア活動で一時的に使用する方
- ・関係機関・団体等
- ・入院先から一時帰宅する方
- ・その他一時的に必要とされる方は、ご相談ください。

（対象外）

介護保険制度の福祉用具貸与を利用できる方や、介護保険施設や身体障がい者更生援護施設等の社会福祉施設に入所されている方は対象となりません。

貸出料

無料です

貸出手続き・期間

所定の申込書に必要事項を書き込み、市社協に提出してください。

申請時に申請者及び使用者の本人確認ができるもの（運転免許証・介護保険証・年金手帳等）のご提示をお願いします。

原則3か月間を限度とします。

※貸出については、市社協が保有する車いすの台数の範囲内で行いますので、希望する車いすが貸出中の場合は、お待ちいただくことがあります。



【お問合せ先】 越前市社会福祉協議会 在宅福祉部

〒915-0057 越前市矢船町8-12-1 TEL（0778）22-5151

～ご留意いただきたいこと～

貸出中の車いすの管理について

貸出中の車いすの管理については借用される方、使用される方及び介護される方が責任をもって行ってください。

車いすの運搬について

車いすの運搬については、原則借用される方で行っていただきます。

車いすの返却について

社会福祉施設への入所、身体機能の回復、要介護状態区分の変更等により、福祉用具貸与制度を利用できるようになった場合、またその他の理由により、この事業の対象でなくなった場合は、直ちに返却していただきます。

【お申し込み先・お問合せ先】

越前市社会福祉協議会 在宅福祉部

〒915-0057 越前市矢船町8-12-1 TEL (0778) 22-5151

越前市社会福祉協議会 総務企画部

〒915-0221 越前市杉尾町1-27-1 TEL (0778) 42-0300
(越前市社会福祉センター内)

越前市社会福祉協議会 地域福祉部

〒915-0071 越前市府中1-11-2 TEL (0778) 22-8500
(市民プラザたけふ4階)

【お問合せ時間】

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時00分

(ただし、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除きます)

